

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公開番号】特開2019-37890(P2019-37890A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-234891(P2018-234891)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 G

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月9日(2019.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技窓を有する扉枠と、

遊技領域の下方で前方へ膨出する皿ユニットと、

前記皿ユニットに設けられ、遊技球を貯留可能な貯留部と、

前記皿ユニットに収容され、遊技者による操作を受付可能な操作ユニットと、を備え、

前記皿ユニットは、前記扉枠の下部となる底辺部を有しており、

前記操作ユニットが前記皿ユニットに収容された状態において、前記底辺部と前記操作ユニットとの間に空間を有し、

前記操作ユニットの下部に該操作ユニットに対し振動を与えることが可能な振動手段が設けられている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機等の遊技機は、遊技者の操作によって所定の遊技が行われる遊技領域を有しており、遊技領域内で行われる遊技の進行状況(遊技状態)に応じて、遊技者に所定の演出を提示することで、遊技者を楽しませて飽きさせ難くしている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

この種の遊技機として、遊技領域の下方において前方に膨出している膨出部の上面に、遊技を行うための遊技操作部を設け、所定の演出として、遊技者が遊技操作部を操作することで演出に参加することが可能な遊技者参加型演出を実行するものが提案されている(

例えば、特許文献 1)。これら特許文献 1 の技術によれば、遊技者参加型演出が実行された時に、遊技者が遊技操作部を操作すると、その操作に応じて演出の内容が変化するため、遊技者を楽しませることができ、遊技者を飽きさせ難くすることができる。

しかしながら、特許文献 1 の技術では、上皿本体に操作ユニット取付部を備え、操作ユニット取付部に対して操作ユニットを嵌め込むことによってダイヤル操作部及び押圧操作部を設置しているため、設置可能な操作ユニットの大きさには限界があった。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献 1】特開 2014 - 151076 号公報

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、操作ユニットを設置するスペースを確保し、遊技者に操作部を操作させて遊技者参加型演出を楽しむことが可能な遊技機の提供を課題とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

遊技窓を有する扉枠と、

遊技領域の下方で前方へ膨出する皿ユニットと、

前記皿ユニットに設けられ、遊技球を貯留可能な貯留部と、

前記皿ユニットに収容され、遊技者による操作を受付可能な操作ユニットと、を備え、

前記皿ユニットは、前記扉枠の下部となる底辺部を有しており、

前記操作ユニットが前記皿ユニットに収容された状態において、前記底辺部と前記操作ユニットとの間に空間を有し、

前記操作ユニットの下部に該操作ユニットに対し振動を与えることが可能な振動手段が設けられている

ことを特徴とする。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、操作ユニットを配置するスペースを十分に確保することで今までにならない操作部を提供することで遊技者に操作部を操作させて遊技者参加型演出を楽しむこ

とが可能な遊技機を提供することができる。